

教政第 146 号
平成22年5月31日

各道立学校長 様

総務政策局教育政策課長
武藤 久慶

学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）

先の衆議院議員選挙にかかわり本道の教職員が加入している職員団体の幹部及びその団体が起訴されたことについては、道教委として、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態であると厳しく受け止めております。

学校教育においては、保護者をはじめ、地域の方々との信頼関係を基盤として、校長の力強いリーダーシップの下、すべての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが何よりも大切であり、道教委としては、このような保護者等との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な考えに立って、別紙のとおり要綱を定め、広く道民から法令等違反行為に係る情報提供を受け付けることといたしました。

つきましては、各道立学校におかれては、本制度の適切な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

（広報広聴グループ 加賀35-404）

教政第 146 号
平成22年5月31日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局教育政策課長
武藤 久慶

学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）

先の衆議院議員選挙にかかわり本道の教職員が加入している職員団体の幹部及びその団体が起訴されたことについては、道教委として、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態であると厳しく受け止めております。

学校教育においては、保護者をはじめ、地域の方々との信頼関係を基盤として、校長の力強いリーダーシップの下、すべての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが何よりも大切であり、道教委としては、このような保護者等との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な考えに立って、別紙のとおり要綱を定め、広く道民から法令等違反行為に係る情報提供を受け付けることといたしました。

情報提供の内容が市町村立学校にかかわるものである場合には、十分な検討を行った上で必要に応じて各市町村教育委員会に調査等の実施を依頼することとなりますので、各市町村教育委員会におかれては、本制度の趣旨・内容についてご理解をいただくとともに、その適切な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

また、管下の小中学校、高等学校及び特別支援学校並びに管内の保護者や地域住民に本制度の趣旨・内容について周知いただきますようお願いいたします。

（広報広聴グループ 加賀35-404）

教政第 146 号
平成22年5月31日

北海道PTA連合会会長 様

総務政策局教育政策課長
武藤 久慶

学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）

先の衆議院議員選挙にかかわり本道の教職員が加入している職員団体の幹部及びその団体が起訴されたことについては、道教委として、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態であると厳しく受け止めております。

学校教育においては、保護者をはじめ、地域の方々との信頼関係を基盤として、校長の力強いリーダーシップの下、すべての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが何よりも大切であると考えており、道教委としては、このような保護者等との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な考えに立って、別紙のとおり要綱を定め、広く道民から法令等違反行為に係る情報提供を受け付けることといたしました。

つきましては、本制度の趣旨・内容についてご理解いただくとともに、本制度の円滑な実施にご協力を賜りますようお願いいたします。

（広報広聴グループ 加賀35-404）

教政第 146 号
平成22年5月31日

北海道高等学校PTA連合会会長 様

総務政策局教育政策課長
武藤 久慶

学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）

先の衆議院議員選挙にかかわり本道の教職員が加入している職員団体の幹部及びその団体が起訴されたことについては、道教委として、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態であると厳しく受け止めております。

学校教育においては、保護者をはじめ、地域の方々との信頼関係を基盤として、校長の力強いリーダーシップの下、すべての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが何よりも大切であると考えており、道教委としては、このような保護者等との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な考えに立って、別紙のとおり要綱を定め、広く道民から法令等違反行為に係る情報提供を受け付けることといたしました。

つきましては、本制度の趣旨・内容についてご理解いただくとともに、会員の皆様に周知いただくなど、本制度の円滑な実施にご協力を賜りますようお願いいたします。

（広報広聴グループ 加賀35-404）

教政第 146 号
平成22年5月31日

各教育局長 様

総務政策局教育政策課長
武藤 久慶

学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）

このことについて、別紙のとおり要綱を定め、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、お知らせします。

各教育局におかれましては、管内の保護者や地域住民に本制度の趣旨・内容について周知いただきますようお願いいたします。

（広報広聴グループ 加賀35-404）

教政第 146 号
平成22年5月31日

各課長 様

総務政策局教育政策課長
武藤 久慶

学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）

このことについて、別紙のとおり要綱を定め、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長等に通知しましたので、お知らせします。

各課においては、制度の趣旨をご理解されるとともに、制度の円滑な運用にご配慮をお願いします。

（広報広聴グループ 加賀35-404）

学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱

(平成22年5月31日北海道教育委員会教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、学校及び教職員の法令等違反に関する道民からの情報提供の処理に関し必要な事項を定めることにより、学校運営の適正化を推進するとともに、情報提供者の保護を図り、もって学校教育に対する道民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「学校」とは、道立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「道立学校」という。）並びに市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市町村立学校」という。）をいう。

2 この要綱において、「教職員」とは、道立学校に勤務する職員及び市町村立学校に勤務する職員をいう。

3 この要綱において、「情報提供」とは、学校の運営及び教職員のサービスに関し、法令や学習指導要領に違反する行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を北海道教育委員会に伝達することをいう。

4 この要綱において、「情報提供者」とは、前項の情報提供を行う道民（児童生徒の保護者、地域住民、教職員等）をいう。

(処理体制)

第3条 情報提供の窓口は、総務政策局教育政策課長（以下「教育政策課長」という。）とする。

2 情報提供者は、別紙の法令等違反行為の例を参考として、教育政策課長あてに文書により情報提供を行うものとする。

3 教育政策課長は、情報提供者から情報を受理した場合は、当該情報について調査の必要性を十分に検討した上、調査を行うときはその旨を、調査を行わないときはその理由を、当該情報提供者に対し通知するよう努めるものとする。

4 教育政策課長は、前項の検討の結果調査を行うこととした場合は情報提供内容を所管する関係部署（以下「担当部署」という。）に当該調査の実施を指示するものとする。

(情報提供者の保護)

第4条 情報提供者は、正当な情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 情報提供者の氏名等については、北海道情報公開条例に基づき、非開示情報として処理するなど、適切に管理するものとする。

(情報提供者の責務)

第5条 情報提供者は、不正な利益を得る目的、教職員を誹謗中傷する目的又は第三者に損害を与える目的で情報提供してはならない。

2 情報提供者は、情報提供に当たっては、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な事実に基づき行わなければならない。

(道立学校に関する調査)

第6条 担当部署は、調査の実施に当たっては、情報提供者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

2 担当部署は、必要があると認めるときは、関係道立学校の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係道立学校職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 前項の関係道立学校職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該調査に誠実に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らし、又は当該情報提供者を特定するための調査等を行ってはならない。

4 担当部署は、調査が終了した場合、当該調査結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

(市町村立学校に関する調査)

第7条 担当部署は、情報提供内容が市町村立学校に関するものである場合には、当該市町村教育委員会に調査等の適切な対応を依頼する。

2 担当部署は、市町村教育委員会における調査等が適切な方法で行われるよう、前条の道立学校に関する調査を参考にしつつ、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

3 市町村教育委員会は、調査等が終了した場合には、その結果を速やかに担当部署に報告し、担当部署は、当該報告の内容を速やかに教育長に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置等)

第8条 教育長は、第6条第4項及び前条第3項に基づく調査結果等の報告を受けた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2 教育長は、前項の措置を講じるに当たって必要がある場合には、北海道教育委員会の議決を経る又は北海道教育委員会に指示を仰ぐものとする。

3 教育政策課長は、情報提供に係る調査結果及び講じた措置の概要を、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、情報提供者に対し通知するよう努めるものとする。

4 教育長は、この要綱に基づく情報提供制度の情報提供件数等の運用状況について公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

学校及び教職員の法令等違反行為の例について

1 学校教育法施行規則関係（学習指導要領等に基づかない指導）

例えば、学校において、次のような事実があった場合には、法令等違反となるおそれがあります。

- ・ 小中学校において、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていない。
- ・ 小中学校において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数が確保されていない。
- ・ 高等学校において、教育課程が、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成されていない。
- ・ 高等学校において、すべての生徒に履修させる各教科・科目を履修させていない。

※ いずれも文部科学省から研究開発学校又は教育課程特例校の指定を受け、学習指導要領等によらない教育課程の編成を認められている学校は除く。

2 教育公務員特例法関係（政治的行為）

例えば、教職員に、1～4頁のような行動の事実があった場合には、法令違反となるおそれがあります。

違反行為の具体例	公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項					地公法											
	第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条		
① 候補者の推薦等	(1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。	●	●											●					●			●					
	(2) 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。	●	●											●					●								
	(3) 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	●	●											●		●	●										
② 投票の依頼又は勧誘	(1) PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。	●	●											●					●			●					
	(2) 学校における児童・生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。	●	●											●													
	(3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。	●	●											●					●								
	(4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。																			●							
	(5) 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	●	●											●						●							

違反行為の具体例	公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項					地公法										
	第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条	
③ 署名運動	(1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。		●																	●						
	(2) (1)の署名運動に協力するよう勧誘すること。																			●						
④ デモ行進	(1) 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。																				●					
	(2) 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること。			●																						
⑤ 新聞、雑誌、ピラ等	(1) 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ピラ等に関して、次のような行為をすること。 ア 発行すること。 イ 回覧に供すること。 ウ 掲示し又は配布すること。 エ 多数の人に朗読して聞かせること。 オ 以上の用に供するために著作し又は編集すること。				●	●		●	●														●			
	(2) 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。																		●							

違反行為の具体例	公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項							地公法									
	第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条		
◎ 広告、 ポスター、 あいさつ状等	(1) 選挙用ポスターをはってまわること。																									●	
	(2) 受持ちの児童生徒に上記のポスターをはらせること。	●	●											●													
	(3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。	●	●			●								●													●
	(4) 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。					●	●		●																		●
	(5) 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁にはること。						●	●																			●
	(6) 以上の例のほか、選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること									●																	●
	(7) 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。													●													

違反行為の具体例	公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項						地公法								
	第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条
⑦ 演説等	(1) 選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。																		●				●		
	(2) 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。																						●		
	(3) 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）											●	●												
⑧ 資金カンパ	特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。														●										
⑨ その他	(1) 選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。										●												●		
	(2) 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。	●	●									●		●											
	(3) 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。																								●
	(4) 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。																								●